

高額介護サービス費

利用者が同じ月内に受けた、在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が、利用者負担の上限を超えた場合、その超えた分が高額介護サービス費として支給されます。ただし、福祉用具購入費、住宅改修費は除きます。

また、平成29年8月から、世帯のどなたかが住民税を課税されている方の負担限度額が37,200円（月額）から44,400円（月額）に引き上げられます。ただし、同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×12ヶ月）の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないよう配慮されます。（3年間の時限措置）

対象となる方	負担上限額（月額）
現役並み所得者に相当する方がいる世帯(※)の方	44,400円（世帯）
世帯のどなたかが住民税を課税されている方	44,400円（世帯）
世帯の全員が住民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計額が80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入の合計が520万円以上（単身の場合は383万円以上）である場合

〈申請〉

① 介護保険高額介護サービス費支給申請書(対象者には、市から通知します)

※ 平成17年10月から、高額介護サービス費の申請の負担軽減を図るために、初回申請のみで足りることになり、2回目以後の申請手続きが省略できるようになっています。